

【発行者】 発行月：平成18年11月
 福島県水田農業
 産地づくり対策等推進会議
 〒960-0294 福島市飯坂町平野字三枚長1-1
 TEL.024-554-3072

これからどうなる？米づくり！

新しい生産調整のポイント



平成19年産の 米づくりから、 変わります！

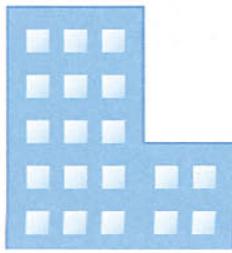
米の生産
目標数量が
もらえなく
なるの？

今、具体的に
何をしないと
いけないの？

これが変わるの？

今までの生産調整の仕組み

(平成18年産米まで)



市町村



農業協同組合

生産
目標数量
の配分



農業者の皆さん、何の手続きをしなくても生産目標数量の配分の通知を受け取ることができました。

これからの生産調整の仕組み

(平成19年産米以降)

生産調整方針作成者



農業協同組合



米の集荷業者

生産
調整方針
に参加

生産
目標数量
の配分



水田を耕作している
または、所有している農業者



- 農業者の皆さん、**生産調整方針に参加する必要があります。**
- 参加した生産調整方針の作成者から生産目標数量の配分の通知を受け取ることになります。**

農業者の皆さん、これから平成19年産米の作付けまでに 以下のことを行う必要があります。

平成18年

10月

12月

平成19年

3月頃

5月頃

※時期は地域によって
異なります。

どの生産調整方針に 参加するか決めましょう！

- 農業者のさんは、農協や集荷業者などが作成した、どこか一つの生産調整方針に参加する必要があります。
- 誰が生産調整方針の作成者になっているかを、市町村に確認してください。（出荷している農協や集荷業者などに確認していただいても結構です。）
- 参加する生産調整方針を決めたら、参加するための手続き、時期について、方針作成者に確認しましょう。



生産調整方針に参加しないと産地づくり交付金などの支援策が受けられません。

生産目標数量の通知

- 参加する生産調整方針の作成者から生産目標数量の配分の通知が届きます！

平成19年産の『水稻生産実施計画書』 を提出しましょう！

- 「水稻生産実施計画書」が配布されますので、必要事項を記入して、参加する生産調整方針の作成者に提出しましょう。
- 「参加する生産調整方針作成主体名」の欄に、農協名又は集荷業者名などを忘れずに記載しましょう。

このパンフレット「産地づくり通信」は、シリーズで発行していく予定です。次回は、生産調整方針に参加した農業者の皆さんへの支援策について、紹介する予定です。